
7 緑の基本計画改訂の方向性

7-1 緑の基本計画見直しの概要

(1) 改訂のあり方についての検討方針

○今回の緑の基本計画見直しの基本方針では、緑の基本計画改訂のあり方について、「見直しの進捗に合わせて、緑の基本計画改訂のあり方を適切な時期に示す」こととしています。

(2) 緑の基本計画第Ⅰ編の見直しの状況

○主に、現行の緑の基本計画の第Ⅰ編部分の見直しであった「鎌倉市緑の基本計画見直しの概要その1」（平成22年（2010年）8月公表）では、その内容を概ねすべての項目にわたって補強し、また、緑の機能については新たな機能を追加するなど、緑の基本計画を充実・発展させる内容を示しました。

○「鎌倉市緑の基本計画見直しの概要その1」は、第Ⅰ編の補強を中心とした内容であり、現行の第Ⅱ編の見直しの内容とも調整して、計画書の第Ⅰ編部分の構成は、概ね現行の緑の基本計画に準じた構成で示すことが適切です。

(3) 緑の基本計画第Ⅱ編の見直しの状況

○主に、現行の緑の基本計画の第Ⅱ編部分の見直しにあたる「鎌倉市緑の基本計画見直しの概要その2」（本書）では、施策展開の構成、施策体系、事業体系などを、見直しの基本方針に沿って再構築して示すなどしています。

○第Ⅱ編に示した施策体系の再構築等を中心とした見直しであるため、計画書の第Ⅱ編部分の構成は、新たに示す内容となっています。

7-2 改訂の方向性

○見直しによる緑の基本計画は、グリーン・マネジメントの考え方、その実践として、見直しの基本方針に沿った「現行の緑の基本計画の改訂版」とすることが適切と考えられます。

8 見直しの基本方針等

○緑の基本計画の見直しは、平成 22 年(2010 年)2 月 22 日に決定した「鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針」と「見直しの進め方」に沿って、緑政審議会及び市民の意見を聴きながら進めることとしています。

8-1 見直しの基本方針

鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針

(平成 22 年 2 月 22 日決定)

1 緑の基本計画見直しの趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画として、平成 8 年に策定、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年に全面改訂し、これまで「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「市民との連携の推進」に係る多くの施策展開と、その取り組みにより、着実な成果をあげてきました。

このたび、定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、見直しを行うものです。

2 見直しの基本方針

(1) 基本方針の継承

実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本方針は、引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえ、充実を図ります。

(2) グリーン・マネジメントの更なる実践

歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・整備・管理、地球環境問題の解決に向けた鎌倉市の姿勢や具体的な取り組みなど、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方の更なる実践を進め、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討します。

(3) 緑政上の課題の解決

(仮称)山崎・台峯緑地の保全を確実にするための施策方針、地域・地区レベルの緑地保全などの緑政上の課題を解決するための具体的な方向性と、市民の素敵な身近な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性を検討します。

(4) 施策・事業の再構築

市民の発意と行政との連携で緑豊かなまちづくりに結びつけることができる施策・事業の方向性をはじめ、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を高めるための施策体系を検討します。

(5) 計画の実現性の向上

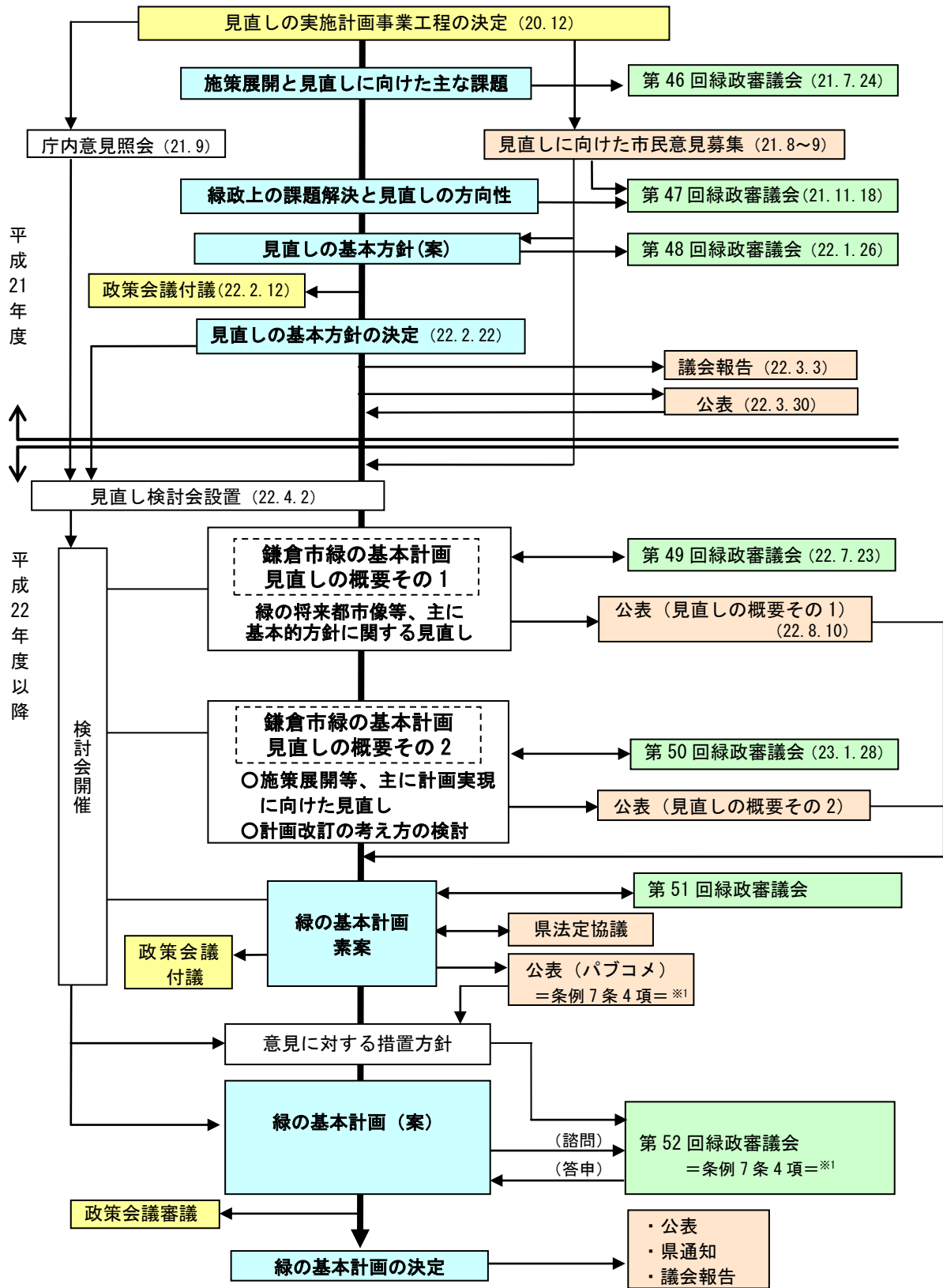
関係する法制度の改正状況などに留意して、本市の緑の基本計画の高い専門性と先進性を維持しつつ、市民、土地所有者、関係機関等の理解と協力を得るためにも、より具体的な施策の方向性を検討します。

3 スケジュール等

見直しの状況は広く市民に公開し、どの時点でも市民からの意見を適切に聴くことのできる体制で取り組み、緑政審議会の意見を聴きながら進めます。

また、見直しの進捗に合わせて、緑の基本計画改訂のあり方を適切な時期に示した上で、平成 22 年度中の見直し完了をめざします。

8-2 見直しのフロー



※1 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく規定です。